

540.92-073



10.92

73

②

大阪市電氣供給事業史

大阪市電氣局編



始





紙本

大阪市電氣供給事業史

540.92  
0.73⑦

9  
8



局氣電市阪大





平俊村楠・威重下山・吉定原鶴 りよ右上 長市の代理  
 大武美々加・一 關・郎四上池・行兼付肝 りよ右下



三正宅三 役助



治棟間坂 長市



治光井中 役助



治俊田山 役人取副



一政下森 役助



市孫原石 役人取

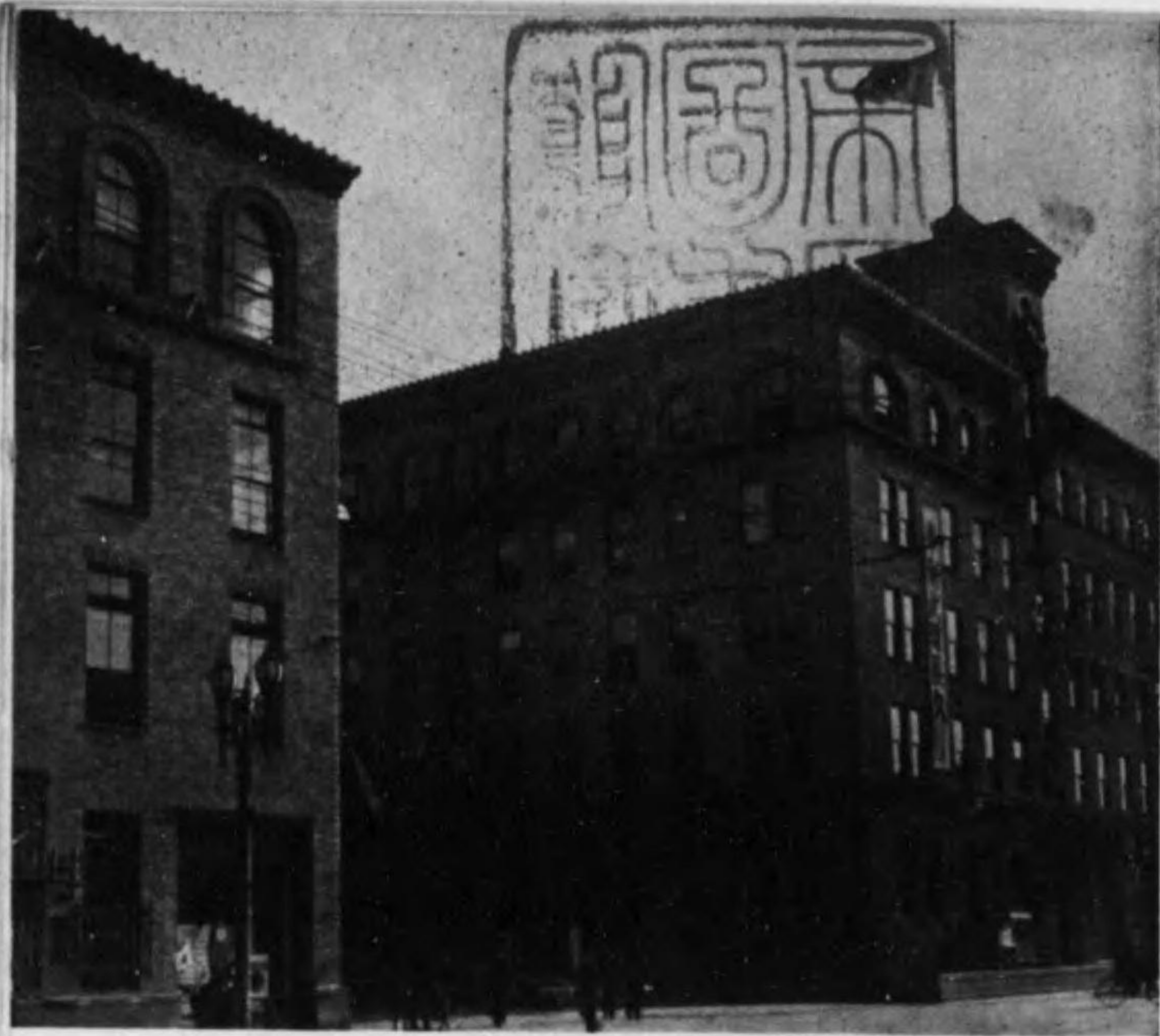
目次



報償契約締結 ..... 1  
 報償契約により市営供給事業の縮小 ..... 2  
 初めは分別、中途全部、結局分別買収成立 ..... 6  
 「座談」と「交渉」の間答 交渉は依然繼續 ..... 8  
 迂回曲折を経て買収価格(六千九百萬圓) ..... 11  
 大阪市が誇りとする無停電装置 ..... 12  
 電力料金減減 料裁々定今井田次官の斡旋 ..... 13  
 料金値下げと設備の改善 新鋭安治川発電所 ..... 14  
 事務組織 ..... 16  
 豊富低廉主義 ..... 18  
 市営同時の料金値下げ ..... 18  
 昭和五年の料金値下げ ..... 18  
 昭和十二年の料金値下げ ..... 19  
 字電との營業協定 ..... 19  
 需用の開拓 ..... 21  
 電熱研究室 ..... 22  
 電氣普及館 ..... 22  
 陳列所 ..... 23  
 電燈サービスカー ..... 23  
 電氣科學館の建設 ..... 24  
 勳務獎勵制度 ..... 24  
 電力制限 ..... 25  
 瓦質の電氣供給 ..... 27  
 變壓器の個數整理 ..... 28  
 避雷器の設置 ..... 28  
 配電線以下の保守状況 ..... 28  
 夜間高壓線の廢止(順送式配電) ..... 29  
 電燈市營五周年記念事業 ..... 29  
 電燈市營十周年記念事業 ..... 31  
 十周年記念街路照明燈建設 ..... 32  
 大風水害の被害と復舊 ..... 33  
 新世界電氣施設の買収 ..... 34  
 電氣科學館の開設 ..... 35  
 九條發電所の出賣 ..... 36  
 組織職制(參與) ..... 38  
 最終の組織 ..... 39  
 配電統制と本市の出賣經過 ..... 42







電氣局總舎

## 報償契約締結

### 營利會社の利益追求を牽制

大阪市が市民の日常生活に必要な電燈を安く且安全に供給せねばならぬと思つたが、大阪電燈會社は既に市内において電燈事業を營んでゐたから、市が直接この事業を營むことが出来なかつた。そこで營利會社の利益追求を牽制し、適正なる料金により市民に電燈電力を供給さすには、市と會社との間に報償契約を結んで、

(一) 市は公衆に供給するため同事業を營まない、つまり會社の獨占を保證する。

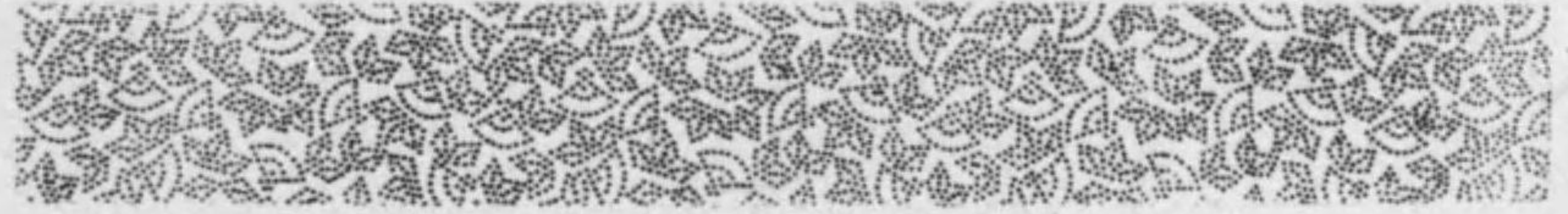
(二) 市は特別税、道路、橋梁、堤塘、公園等に建設する電柱、埋設管の敷地の使用料を徴收せぬ。

これに對し會社は

(一) 報償金を市に納付する。

(二) 電燈料金の値上げをなす場合には豫め市の承認を得る。

(三) 會社は明治四十年一月一日より滿十五ヶ年後において市の希望ありたるときは買収に應ずる。



木津谷榮三郎



佐竹三吾

### 歴代の電氣局長



今井田清徳



平塚米次郎



角源泉





かうした契約を結ばば、市が直接電燈電力事業を営まなくとも、不當の料金値上げが出来ないだらう。

そこで市は明治三十六年十一月會社に對し、報償契約締結の交渉を開始し、明治三十八年七月漸く議がまとまり市會に提案したが、市會は審議の末、同年十一月一部修正したため會社はこれに同意せず、契約は成立を見るにいたらなかつた。

一方市會では三十九年一月、議員松村敏夫外五人から左のやうな建議が出て可決された。

本市に於て電氣鐵道を延長經營するについては其發電所の規模を擴張し電燈事業其他電力供給の事業を併せ行ふの利益を認め之に關する必要な一切の調査を遂げ其施行に關する議案を本會に提出せられんことを望む

當時市では既に電鐵事業を營んで居り、これが延長線として約千四百萬圓の工事に著手しやうとしてゐたのだから、この機會に電燈電力の事業を計劃すべく市會から建議が出たのであつた、市會はこの建議案を可決した。そこで市長山下重威は市會の意思に基き五月二十二日の市會に、これが事業案を出した。即ち工事概算二百二十五萬圓で電燈六萬燈、電力三千馬力の供給計畫で電線路延長百八十哩、これに對し年額二十二萬五千圓、年一割の利益を上げる計算であつた。

當時大阪市の人口は百十一萬七千人、世帯數二十六萬、市の歳計決算は千八百二十千圓（歳出）であつた。

これより先、市長鶴原定吉時代から大阪電燈會社に對し、報償契約を締結すべく交渉中であつたが、會社はなか／＼市の提示せる契約案に應じなかつた。ところが市營の事業が市會に於て即決で可決を見るや、報償契約の交渉は急轉直下、會社は市の提示せる案に應じて來たので七月二日の市會において可決された。

## 報償契約により

### 市營供給事業の縮小

報償契約が出来たので、市はこの契約により民營を市營化せしめることが出来た、ところが曩に電燈電力市營が市會で可決

西 930  
番 87

されたが、報償契約において電燈の民營を認めたのだから、九月の市會において電燈事業を拋棄し、電力事業だけを市營とする案即ち既決事業の更正を出し、市會はこれを可決し、同年十一月五日逓信省の許可を得、明治四十二年三月二十日から事業が開始さるにいたつた。

即ち大阪市内において、電燈事業は大阪電燈會社が營み、電力事業は市が營むやうになつたのであるが、四十五年三月宇治川電氣と報償契約が市會において議決せられるにいたつたので、市營電力事業は宇治川電氣と衝突するから、市は電鐵の電柱の位置から三百尺以内に限定するにいたつた。

明治四十五年五月電燈會社は報償契約により、電燈料金改訂の申請をして來たが、市はこの申請を認めず、市對會社との間にはしば／＼交渉を重ねたが、成立するにいたらなかつた。そこで市は一舉に買収しやうと、料金改訂交渉の半において買収交渉をなし、その間幾多の迂餘曲折はあつたが、遂に成案を得たので、肝付市長は大正二年七月市會に提案したが、市會は買収價格が高きに失するとの理由で否決した。

これがため會社は料金改訂に轉じ再申請をして來たが、市は水力電氣が宇治川電氣から近く會社に供給されるやうになれば料金は値下げする餘地がありとして會社の申請に満足しなかつた。市會委員會もまた會社の申請を容易に認めなかつたのみならず、議論百出し遂に村山龍平、本山彦一、小山健三三長老の仲裁となり、この間大阪府知事大久保利武も斡旋の勞をとり、委員會は無條件で三長老の裁定を得ることとし、市會はこの裁定案に修正可決したが、會社はこれに應じなかつた。

この紛糾のうちに肝付市長、澤田助役は辭職したので、料金問題はまた／＼停頓するにいたつたが、大正二年十月十五日池上四郎が市長に就職したので、新市長により料金問題が新に登場して、料金低減の件が十月二十八日市會に上程された。市會は相當紛糾したが、結局値下げの改訂は可決せられた。

大正三年歐洲大戰勃發し、我國の經濟界は未曾有の好況を呈し、電燈電力の需要が増大したので、大阪電燈會社は設備の改



善と増設との必要に迫つたので、大正六年十二月、二千五百五十萬圓の増資承認を申出て来たが、この増資は將來買收價格の増額を來たす原因となるので、市は審重に検討した上、阪神、京阪、南海電氣會社及び宇治川電氣へ供給に要する資金を控除して、會社の申請を減額し千八十万圓を認めるに決し、協議略成立を見んとしたが、たま／＼永田社長の辭職のため調印を得る能はず、後任田所社長により更に千七百四十萬圓の増資申請があつたが、間もなく田所社長の辭職に會ひ、後任宮崎社長により大正九年二月、二千六百六十萬圓の増資を申請した。

かくて増資は三社長の更迭を見たが、石炭の騰貴、營業費の増嵩により會社は缺損を見るにいたつたので、同年四月十六燭光一ヶ月金五十二錢を六十二錢に、その他の燭光もこれに准じ値上げの申請をして來た。更に五月にいたつて、料金値上げは百八十度の轉回をなし、買收希望を申出て來た。そこで市は調査の上提示した買收價格に會社が應じなかつたが、更に方向を轉じて無條件増資を申請して來たが、市との間に意見の相違を來たし、無條件増資の到底認められざるを見た會社は、九年十月十七日増資の條件として、報償契約とは別個に左の契約を締結した。

### 契 約 書

第一條 市ハ會社ノ現在資本金額二千一百六十萬圓ヲ其倍額マデ増加スルコトヲ承諾スルモノトス

第二條 大正十一年一月一日以後市カ會社ノ經營スル事業中現在ノ大阪市及東成郡西成郡ノ地域内ニ於ケル電燈及一般電力販賣事業（但シ電氣鐵道ニ供給スルモノヲ除ク）及之ニ屬スル財産竝ニ其事業ニ必要ナル電力ヲ限度トセル發電設備ヲ分別シテ買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ承諾ス可キモノトス、但シ發電設備分別ノ方法ハ買收ノ際別ニ協議スルモノトス

第三條 前條ノ發電設備分別ノ方法ニ關シ協議調ハサルトキハ買收ノ後十箇年間市ハ會社ヨリ買收ノ時ニ於ケル前條ノ事業

ニ必要ナル電力ヲ限度トシ電力ノ供給ヲ受クヘク又會社ハ之ヲ市ニ供給スルモノトス

前項ノ場合ノ電力料金ハ大阪市及其ノ附近ニ於ケル類似ノ場合ニ於ケル料金率ニ依リ協定スルモノトス  
市ト宇治川電氣株式會社トノ間ニ締結セル明治四十五年三月二十八日成立ノ契約書第十條ニ據リ市カ同會社ヨリ電燈用電力ノ供給ヲ受クルトキハ市ニ於テ第一項ノ限度中ヨリ二萬キロワツトヲ控除スルコトヲ得ルモノトス

第四條 第二條ノ事業及財産ノ買收價格ハ買收前滿了セル會社ノ六營業年度間（但シ大正八年下半年竝ニ大正九年上半年ヲ含ムトキハ之ヲ除キタル六營業年度トス）ニ於ケル會社利益金ノ會社拂込資本金ニ對スル平均割合ヲ買收ノ時ニ於ケル第二條ノ事業及財産ノ建設價格ニ乗シタル金額ヲ二十倍シタル金額竝ニ買收當時ノ時價ヲ以テ計算シタル貯藏物品代金ノ合計額トス、但シ會社利益金トハ各營業年度ノ營業利益金ヨリ銷却金、法定積立金及賞與金ヲ控除シタルモノトス

第五條 會社ハ本契約締結後速ニ第二條ノ事業及財産ノ建設價格明細書ヲ市ニ提出スヘシ  
會社ハ各半期毎ニ前項ノ建設價格ノ増減變動ヲ明カニスヘキ書類ヲ市ニ提出スヘシ

第六條 會社ハ第二條ノ事業及財産ノ建設價格ニ對シ各半期毎ニ相當ノ銷却ヲナスヘキ義務アルモノトス  
會社ハ第二條ニ關係アル財産ヲ處分セムトスルトキハ市長ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第七條 本契約ハ市ニ對シテハ市會ノ議決ヲ會社ニ對シテハ株主總會ノ決議ヲ經テ効力ヲ生スルモノトス  
右契約ノ確實ヲ證スル爲本書ニ通テ作製シ各一通ヲ領置スルモノナリ

大正九年十二月十七日

大阪市長 池 上 四 郎  
大阪電燈株式會社 取締役社長 宮 崎 敬 介





所電發西川治安

## 初めは分別、中途全部

### 結局分別買収成立

市と会社との間には、報償契約に買収の事項があり、その上に新に出来た新契約により二つの買収が定められ、前者は所謂全部買収であり後者は當時の大阪市、東成、西成兩郡だけを買ふ、所謂分別買収である。この二つの契約が買収に際し問題となつたのである。明治三十九年締結された、報償契約は会社の全部の事業を買収することを定めたもので、大正九年増資の條件として取極められた契約は、会社の一部を買収する契約であつて、二つとも厳存してゐるので、後者の契約締結により、前者の契約が廢棄されたのではない。会社の全部を買ふか、一部を買ふか、いづれにもよることの出来るものであるから、二つの契約は共に生じてゐるのである。

だから市は、大正九年締結の新契約により分別買収をすべく調査をなし、買収期の來た大正十一年一月会社に對し交渉を開始した。ところが交渉はなかなか進まない、ことに發電所問題につき會社は春日出、安治川兩發電所のうちいづれか一つを買つてくれといふし、市は安治川西發電所だけを分離買収しやうといひ、兩者の意見が纏らなかつた。交渉が長びくにつれ会社の財産はだん／＼増加して行くので、市では分別買収を打ち切り、明治三十九年の報償契約により、全部買収をなすべく意を決し、この買収案を市會に提出、同年十二月二日全會一致を以てこれを可決した。そこで市は直ちに会社に對し、報償契約により全部買収をなすにより二ヶ月以内に義務履行に必要な手續を完了されたい旨通告した。これに對し會社は「報償契約の買収に關する事項は、大正九年締結された新契約により失効したものであるから、市の全部買収の通告には應ずべきものではない」

と反撃して來た。

こゝにおいて、市と会社とはいよ／＼正面衝突を來たすにいたり、市民の輿論は昂騰し、会社の不誠意を鳴らし、市會議員を中心とした二千餘名からの有志が發起人となり、「大阪電燈會社買収期成同盟會」を組織し、宣言書ならびに檄文を新聞紙に廣告、連日連夜各所で電燈會社攻撃の演説會を開いて、氣勢を上げたため、輿論は嵩々として会社の不誠意をせめた。一月十九日には中之島中央公會堂で市民大會が催され、池上市長も出席買収交渉の経過を述べると、問題はいよ／＼白熱化するにいたつた。この間會社は報償契約の無効を宣傳したが、市は、市の權利を擁護すべく遂に一月三十日訴訟に關する市會を開き訴訟費用を可決するにいたつた。

買収問題は遂に最後の手段に訴へるにいたつたが、市と会社が法廷において争ふことは、買収の結果を急速に決しがたいので、井上大阪府知事は兩者の間に入り、斡旋の勞をとり三月末買収事業及び財産の範圍、その價格等が略極つた際、突如として大同電力株式會社から横槍が入つて來た、それは大同から大電へ先物の電力供給契約が締結されてゐるから、大電を買収する市はこれを繼承して大同から電力を購入されたいといふのであつた。この晴天の霹靂の如き大同の申入については、市は今更の如くに驚き、大電との長い間の交渉中、大電が大同と電力購入の豫約のあることは何ら聞いてゐなかつたのに、交渉成立の一步手前において十ヶ年にわたる左表のやうな多くの電力購入、しかも安からざる料金であつたから、流石の池上市長も吃驚したのは無理もない。しかしこれを拒否するときは大電との買収交渉が破談に終はるので、涙を吞んで承諾するの止むなきにいたつた。

その代りに買収は成立するにいたつた。



大同との電気購入豫約

期	間	最大電力「キロワット」	種別	一キロワット時料金
自大正十二年十月一日		二〇、〇〇〇	定時	金二錢三厘
至大正二十二年九月三十日				
自大正二十三年四月一日		五、〇〇〇	定時	金二錢三厘
至大正二十三年三月三十一日				
自大正二十四年四月一日		一〇、〇〇〇	定時	金二錢三厘
至大正二十四年三月三十一日				
自大正二十五年四月一日		一〇、〇〇〇	定時	金二錢三厘
至大正二十五年三月三十一日				
自大正二十六年四月一日		五、〇〇〇	不定時	金二錢三厘
至大正二十六年三月三十一日				
自大正二十七年四月一日		五、〇〇〇	不定時	金二錢三厘
至大正二十七年三月三十一日				

「座談」と「交渉」の問答

交渉は依然繼續

分別買収から全部買収になり、市は市會の決議を経て、最後通牒ともいふべき通告書を送り「これが義務履行に必要な手



市會長

と手厳しい質問が出た。

これに對し池上市長は

「その後會社側と會つた場合に買収談が出たが、これは座談である」

「座談でも何んでも理事者が會社側と買収の話をする事は交渉ではないか、」

即ち座談だ、交渉だと市會で質問應答の花を咲かしてゐる間に、關助役は會社側の永田仁助の高津の宅を訪れてゐた。用件

は買収にあることは疑ない。

その上にねばり強い電鐵部長佐竹三吾は同郷の關係のある井上知事としばしば會つてゐた。知事も大電買収は大阪における重要な問題であり、中央においても重視してゐるし、床次竹二郎などの政界の大物が動いてゐるのだから、捨ておく譯には行かない、何んとか妥協点を見出さねばならぬと考へたのだ。市と會社とが法廷で争ふことは問題の解決が遅れるし、この間事業の進展を阻害する處があるとし、いろいろ斡旋の勞をどらうとしゐた際だから、こ



永田仁助

續を二ヶ月以内に完了されたい」と迫つたが、會社はこれに對し應じなかつた。

こゝに市と會社との交渉は斷絶し、解決の途はたゞ法廷に争ふばかりとなつたのだが、この間にあつて、理事者と會社側はひそかに交渉を繼續してゐたので、市會で、

「曩に市會の決議を経て出訴することとなつたが、理事者は裏面において依然會社關係者と協議をつゞけてゐるではないか、これでは市會の決議が何らの權威がないではないか、理事者は市會に訴訟の件を提案し、市會もこの上は交渉により事案を解決し得ないと思つ

たから議決したのだつたが、市會の決議を履行しないのなら、理事者は市會を弄んだことになるではないか」



の間佐竹電鐵部長と井上知事とは會つてゐた。

買収が訴訟によるか、交渉によるか、その価格は幾許か、

これを知らうとする新聞記者は所謂座談を突とめ、その内容を知らうと要所々々に探を入れた。朝早く二三の新聞記者が狙をつけた高津の永田仁助の宅を訪れた。

玄關に現はれた女中が

「主人は不在です」

といふ、記者等が玄關を見ると、靴脱ぎに赤皮の大きな靴が一足脱いである。

記者の第六感はピンと来た。

「關さん(助役)が来ておられますか」

と尋ねると、女中はうつむいてもち／＼してゐる。すると次の室からく／＼と笑ひ聲が起つた。

「こんな大きな靴は關さんより外には、人はない」

と記者が重ねていふと、女中はこの上隠しても駄目だと觀念したと見え。

「よく知つてゐやりますね、見えております」

女中の話で、主人は朝湯に行き不在なので、歸るまで關さんが待つておられるのだといふことが分つた。

座談はかくして進行してゐた、しかし市會で市長は座談であつて、買収の本筋には入つてゐない旨を固持してゐたが、この座談がだん／＼本筋の買収に入つて、遂に井上知事の仲裁、元の分別買収となつて、訴訟はおいてけぼりを喰つたのである。

### 迂餘曲折を経た

#### 買収價格(六千九百萬圓)

成立した買収價格は大正十一年十一月三十日現在の事業財産であつて、

金六千四百六十五萬圓

區域は分別買収であつて、當時大電の供給してゐた大阪市、東成、西成兩郡

金四百五十五萬七千四百四十二圓五十九錢

同日以後事業引渡までの増加財産

金二百二十萬二千六百一圓十五錢

貯藏物品代價

合計金七千四百四十九萬九千七百四十三圓七十四錢

うち六千六百五萬圓は八分利附三ヶ年据置の公債を以て大正十二年十月十五日から同十三年一月十九日までに五回に分割交附し、殘餘の五百三十五萬九千七百四十三圓七十四錢は現金で、大正十二年十月二十九日、三十日、同十三年二月七日の三回に交附した。

貯藏物品は引繼と同時に市の用品資金經濟に入れたから、事業財産から控除すると、結局大阪電燈會社から買収した財産は六千九百二十萬七千四百四十二圓五十九錢となるが、帳簿價格は三千二百三十六萬四千三百七十四圓二十六錢であるから、差引三千六百八十四萬二千七百六十八圓三十三錢が事業權となる譯である。

多年の懸案であつた大電買収は成立、十二年十月一日から市營となり、電燈市營はこゝに實現するにいたつた。



大電買収調印ノ夜



## 大阪市が誇る 無停電装置



配電司令室

安い安全な電燈と電力を供給しやうとの建前から、市が自ら經營しやうとした。電燈電力は大電の買収により市營となつた。さてこれからどうするか、これは大きな問題である。それに先だち設備を改善しなくてはならぬ。

大正十二年十月市が大電から引ついだ電氣設備は、發電所、變電所、十六であつたが、會社の設備は老朽のものが多く、變電所の如きは事故續出する状態であつて、安治川發電所の汽罐は古く石炭の消費量が多い、且つ蒸汽の發生不充分でしばしば事故が発生した。一キロ當りの

石炭消費は實に三斤といふやうな舊式で不經濟のものだつた。

大電の設備が充分でないことは分つてゐたし、將來需用の激増することを豫想し、市では買収直後十年計畫を立てたが、需用の増加が急激し設備の改善がこれに伴はぬ状態だつた。そこで急を要するものから改善に着手したが、何分市の資金は公債によるのだが、この許可に多くの日時を要し、應急の間に合はぬ状態で、變電所の増設、火力發電所の擴張、受電開閉所の新設等の計畫が完成するまでに需用の方がお先に進み、大に理事者を焦燥せしめた。

ことに配電司令方法の改善には意を注ぎ、大都市の送配電網はだん／＼複雑になり各種の電源から自由に受電して、これを綜合供給し事故を少く且經濟的に電力を使用

泉尾變電所



する舊來の方法では、敏活即應の措置がとれないので、專屬のロードディスプレイをおき、遠隔指示方式によつて、座ながらにして全市の受給状態を監視しつゝ、特殊の電話で各發電所、開閉所を自由に指揮し得る設備とした。かくて送配電網は接近町村編入を豫想し、尙將來市の膨脹を考慮に入れ、十年後の全供給電力を〇〇〇乃至〇〇〇キロワットと豫想し、更に〇〇〇キロワット、最大〇〇〇キロワットまで増大するに應じ得るやうな計畫を立てた。配電方式は地中式を理想とするので、幹線連絡御堂筋、梅田、難波間を先づ地中線とし、所謂ネットワーク式とし、配電網の一部に故障が生じた場合は、自動的にその部分に除去せられ、他の部分に累を及さないといふ、全体に對し不斷の供給を行ひ得る所謂無停電装置とした。

## 電力料金遞減

### 仲裁々定今井田次官の斡旋

大同から購入した電力は最初の二萬キロの分は市が、事業開始の十月一日であつたが、他の四萬キロは四月一日から供給をうけねばならぬやうになつてゐる。電燈事業は夜間の長い秋季から電氣が多く要つて、夜の短い夏季には少くなるのであるが大同から市が受ける電氣は春から需用の少くなる時期に新に電氣を受けることになり、需用に反した電氣のかひ方である。だから理事者は需用の少い時期にうけた電氣の消化につき非常に努力を要した。

大同から突如多量の電氣を買はされたが、この電氣は三年ごとに料金を改訂することになつてゐるが、市では改訂期が來れば時價に合致する適正な料金に改めやうとした、ことに市會では大電買収當時から出てゐる議員が、只管その時期の來るのを待つてゐた。

當時同社から受電してゐたのは、四萬キロであつて、二萬キロは改訂期が來てゐないが、それを繰上げ四萬キロを租上に上



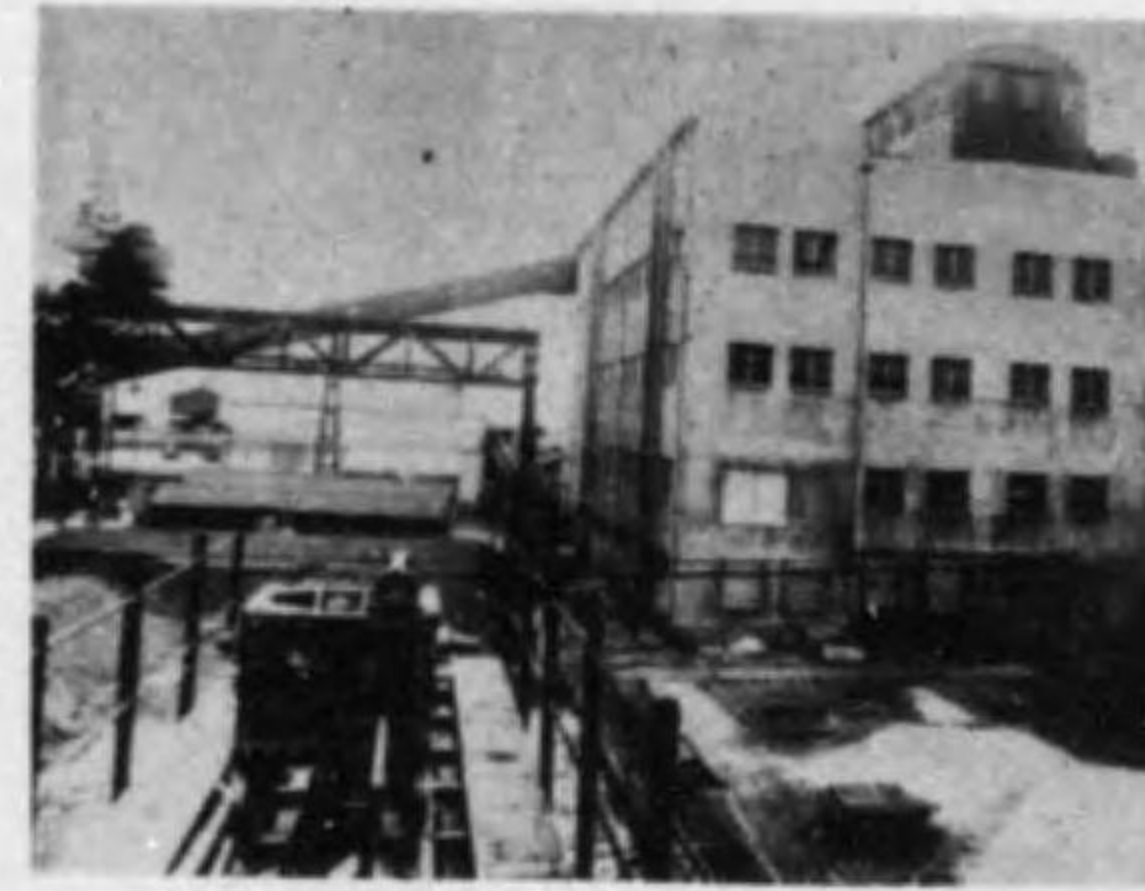
げ、六十五パーセント二錢二厘八毛とし市會に提案した、ところが市會はもつと減額しやうとし相當紛糾したが、やつと原案可決を見た、次の改訂期には神戸市と日本電力との間に六十パーセント、一錢七厘三毛といふ安い契約が出来たので、理事者も大同に對し相當強固に交渉したが、その結果はなか／＼纏らず、遂に決裂するにいたつた。よつて契約により仲裁者の裁定を得ること、し、市は湯川寛吉、堀啓次郎を會社は永田秀次郎、木村清四郎を選び、この四人は更に時の逓信大臣小泉又次郎を選んで協議の結果、四萬キロに對し六十パーセント、二錢八毛と定められた。この間前市電氣局長今井田逓信次官の斡旋が與つて力があつた。

宇治川電氣その他市の受電してゐる電力料金はいづれも時代の波に乗つて低減されたが、大同の分に對しては市會及び市政關係者は相當注目したものだつた。

### 料金値下げと設備の改善

#### 新銳安治川發電所

買収に際し理事者は電燈電力料金の値下げを聲明した、そこで大正十二年十月一日の市營になつた日から電燈は定額十六燭光を一ヶ月五十錢、その他これに准じ三分八厘、電力約一割電熱一割の値下げを實施した。これがため當時の供給量では年額八十二萬圓の収入減となつた、即ち我國第一の安い料金となつたがこの値下げにより収入は減つた上に、設備費の増加や實際財産の二・一四倍に當る買収代金を支拂ひ、年八宋の高利を支拂はねばならぬので、支出が却つて増加したが、需用の増加により將來の有望を期待し年と共に、需用は増加の一途を辿つたため、漸く元利の償還、設備の改善等が出来た。しかし、大電を買収はしたが、さて市營とな



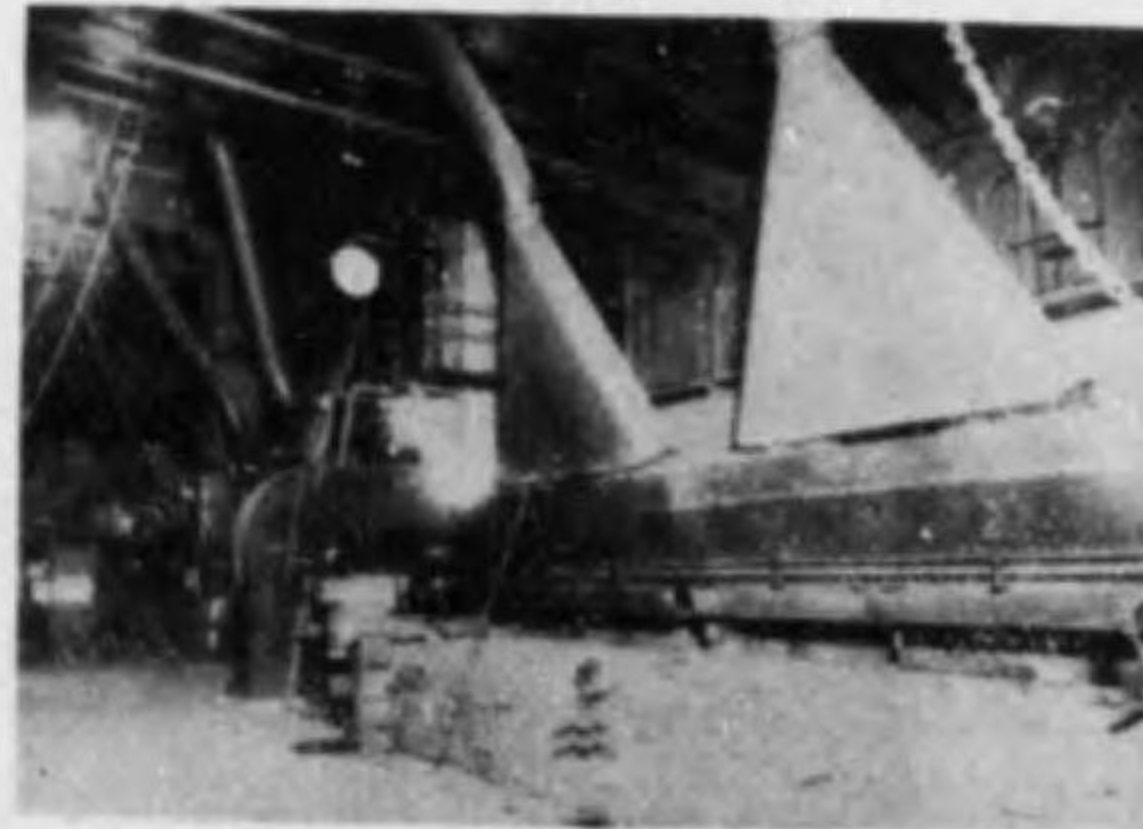
安治川發電所

るところの衝に當る人である。そこで陣容を新にし、從來の電鐵部を電氣局とし、専ら買収に當つた電鐵部長の佐竹三吾を電氣局長とし、新に兩宮春雄を電氣部長として、大電の營業部長だつた木津谷榮三郎を電燈部長に任命して、華々しく供給事業に乗り出した。何分大電の事業を分別買収したので、殘存事業と市が買収した事業とが複雑し、技術的に分別するのが困難な点があり、且高い電氣の豫約をしたので、これが消化については非常に苦心をした。尖頭を切るため火力發電所の増設を痛感したが、資金を公債によらねばならぬため容易に着手出来ず、限りある資金により急を要する設備から手をつけ、徐々に改善の途を講じたのであつた。

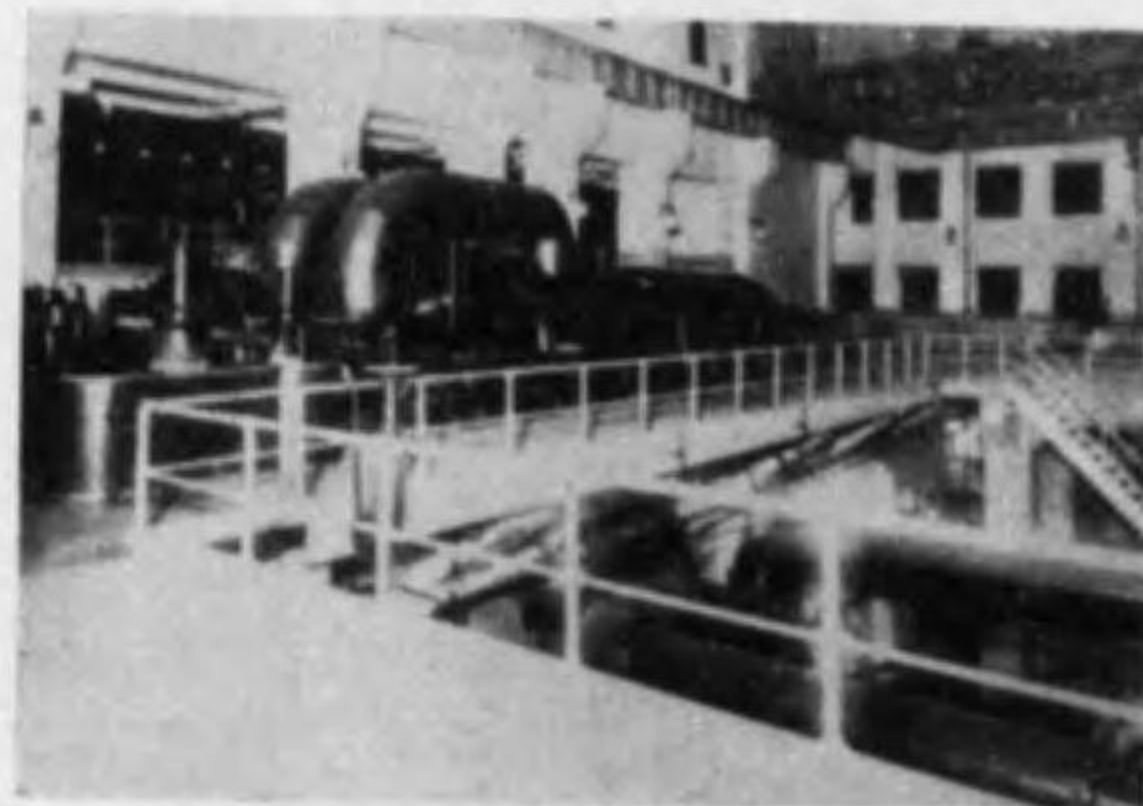
### 火力發電所

九條第一、第二の發電所は元來軌道用として建設せられたのであつて、供給事業に對しては購入電力による場合不便と危険が伴ふので、火力發電所改造の必要に迫られた、唯一の供給事業用として大電から引ついだ、安治川發電所には〇〇キロワット發電機五臺、認可出力〇〇キロワットであるが、何分明治四十三年の建設であり、引繼當時既に十二年も経ており能率が低い、一方購入電力は昭和六年にいたつてだん／＼増加し、尖頭負荷の調節上能率のよい、發電所が必要となつたので、設備の大改造を加へ、發電機も新銳の〇〇〇キロワット据置を計畫したが、最後には〇〇〇キロワットの計畫を立て、その筋に申請した。當時逓信省は火力發電所統制の方針をとり、なか／＼許可しなかつたが、昭和十年十一月にいたり漸く許可されるにいたつた。そこで工事を急ぎ、十三年末にいたり一部落成〇〇〇キロワット發電機一臺ならびに加熱面積〇〇〇〇平方メートルの汽罐二臺分、次で同六月にいたり汽罐一臺が更に落成した。

安治川變電所内



安治川變電所内





## 事務組織

電燈部主關者會議



電力の販賣は一般商品の販賣と異り、必ず大なる設備を必要とする關係上、技術的分野が重要な役割を占めてゐる。よつて需用者と直接關係の薄い發電、變電、送電等の業務は技術本位の電氣部の所管とし、需用者と密接なる關係にある柱上變壓器以下の業務は、從來營業と共に電燈部の所管となつてきた。従つて電燈事業が市營となつて以來今日迄、名稱こそ異なる事はあつても、營業と内線の兩課は必ず電燈部に存続してきたのである。

大阪電燈株式會社買收直後の電燈部には營業課、計算課及技術課の下に合計七係があつたのであるが、その後計算課が廢止されて庶務係、計量係が置かれた。やがて電力界の逼塞打開と不消化電力の解決を目指して需要開拓の必要に迫られて、昭和五年營業課に普及係が設けられ、同係の下に同時に電氣普及館が開設され、續いて翌六年市電の店と云ふ名稱にて陳列所が開業されたのである。やがて事業の發展する一方、昭和五年に於ける電氣使用條例の改正によつて、従量需用者の増加著しく、爲に日増しに繁忙となる料金事務を敏速に處理するべく、昭和九年料金課が設けられた。其後當時の電燈部長木津谷榮三郎が歐米視察の上、開陳された意見の結果、昭和十二年四ッ橋畔に科學の殿堂電氣科學館が設立され、従つて陳列所は營業課普及係を出て科學館一階に堂々一係となつて其の間口を張つた。他方昭和十一年前後よりは世界各所に於て歐洲大戰後の平和の夢は破られ、我が國も滿洲事變を境として、次第々々に準戰時態勢に入り世の中萬事について合理化が叫ばれ、企業性を持つべき事が強調された。この情勢に呼應してか昭和十三年には、永く營業課の一係として存在して來た庶務係が營業課を離れて庶務課となり、營業課には新に企業係が、料金課には照査係が設けられ、次いで昭和十五年には料金課集金係が二分されて、扇町、天王寺及美章園電燈營業所區域を管轄する第一集金係と、九條難波及天下茶屋電燈營業所區域を管轄する第二集金係とが並置された。昭和十二年七月蘆橋橋の一角より勃發せる支那事變は意外

に擴大し遂に昭和十六年十二月八日大東亞戰爭に進展したために、戰時對策として、九條本部に集中されてゐた料金事務を各營業所所在地に分駐せしめることとなり、昭和十七年二月料金課從來の計量、計算、集金の四係を廢し、照査係は其ま、存置し、九條電燈營業所區域を管轄する第一料金係、扇町電燈營業所區域を管轄する第二料金係、難波及天下茶屋電燈營業所區域を管轄する第三料金係、美章園及天王寺電燈營業所區域を管轄する第四料金係の四つの料金係を設置し、夫々九條、扇町、難波及美章園電燈營業所に分駐したのである。

次に第一線部隊である電燈營業所及同出張所に關しては、大阪電燈株式會社買收當時には中之島、高津、天王寺及天下茶屋の四營業所があつて、其の下に中之島二十ヶ所、高津十四ヶ所、天王寺十ヶ所、天下茶屋八ヶ所の修繕所が隸屬してゐた。大正十三年八月修繕所は電燈營業所出張所と名稱を改められ、その後需要の増加に伴ひ營業所の増設が要求されるに到つたので、昭和六年十二月中之島營業所を北區扇町に移轉して扇町電燈營業所と改稱し、翌年十一月九條に九條電燈營業所を開設し昭和十二年十二月高津電燈營業所を難波新地に移轉して難波電燈營業所と改稱し、昭和十六年四月住吉區桑津町に美章園電燈營業所を開設した。この間出張所も順次増設せられて、九條電燈營業所十五ヶ所、扇町電燈營業所十五ヶ所、難波電燈營業所十四ヶ所、天王寺電燈營業所十ヶ所、美章園電燈營業所八ヶ所及天下茶屋電燈營業所九ヶ所合計七十一ヶ所となつてゐる。

難波電燈營業所



上島川出張所



## 豊富低廉主義

電燈市營以來營業に關しては、種々の政策を施して時勢の變遷に應じて來たのである。抑々電燈市營の主眼が、第一に料金を低廉にすること。第二に豊富にして眞實の電氣を迅速確實に供給して需用者に便益を與へることにあつた。よつて市は電燈市營と同時にこの第一の條件である料金の値下を斷行し、爾來昭和五年十二月及同十二年十二月の二回に亘り大巾の値下を決定し、その他の時期に於ても機會ある毎に需用者の負擔の軽減を圖つて、以て大電買收前市が市民に與へた公約を實行して來たのである。又昭和十一年には宇治川電氣株式會社との電柱共用契約の更改を機として營業協定を結んで、無益の競争を避け事業の圓滿なる遂行を期する他、需用開拓には特に力を用ひて、事業成績の向上に努めて來たのである。處が昭和十四年八月より實施の止むなきにいたつた電力の供給及消費の制限は、永の年月を経て開拓した需要の一部を一時にして踏み躰つた觀あるが、過去の努力の跡を顧みて感慨切なるものがある。

### 市營同時の料金値下げ

大正十二年十月市營となつてこれが設備充實費に巨額を要し、大電より引繼いだ大同電力との電力購入契約はその料金頗る高價である事等總ての支出はいやが上にも増大した。從て事業の經營發展を期するのは容易の業ではなかつたが、この難局打開のため、内にあつては合理的經營による經費の節約、高利債の借替、購入電力料の値下げによつて支出を節約すると共に、外に向つては、飽く迄積極的經營を行ひ、需用の喚起により電氣使用量の増進に全力を傾注して來たのであつた。

### 昭和五年の料金値下げ

昭和四、五年大同電力及宇治川電氣よりの購入電力料金の改訂を見、本市購入電力料の支拂が減少することになつたが、前

述の事情を考慮するときは、その全部を直に料金引下げの財源に充當し得ないので、事業將來の經營を検討して、次の如く緊急必要ありと認むるものに對してのみ料金の軽減を行つた。即ち當時產業界は萎微不振を極めてゐたので、電動力の料金を一キロワット時に付、馬力數に應じ一厘乃至六厘の低減を行ひ、殊に産業都市の中堅たる中、小工業家の苦惱を軽減する爲小馬力の低減率を多くした。電熱料金に於ても一キロワット時に付五厘の値下と最低料金に大巾の値下を斷行し、その他の料金についても改訂是正をなし、市營當時の料金と比較するときは、年額七十七萬七千餘圓の收入減となつた。

### 昭和十二年の料金値下げ

昭和十二年十二月は電氣事業法により定められた五年の有効期間が満了する電氣使用條例の改正期に相當するので、電氣事業運營の實情並社會狀況等を考慮に入れて、事業經營の合理化と需用者負擔の軽減の二点に主眼を置き料金の値下げを行つた。即ち定額電燈は四十燭光以上の高燭光に付料金の値下げを行ひ、従量電燈に於てはその配線を需用者負擔にする事を原則とせざる以外、準備料及計器使用料の値下げを斷行し、工事検査料、器具試驗料、低燭變更手数料その他に付ても値下げをなし、その減收年額は五十九萬四千圓に達してゐる。

### 宇電との營業協定

大阪市に於ける一般電氣の供給については、先づ大阪電燈株式會社が明治二十二年に電燈供給を、明治二十九年に電力供給を、續いて大阪市が同四十四年に電力供給を、宇治川電氣株式會社が大正二年に電力供給を開始したのであるが、御互の間の利害關係を調整するため、大阪市は明治三十九年に大電と報償契約を締結して、電燈供給は市自らは暫く之を行はない事とし明治四十五年には宇電と報償契約及電柱共用契約を締結し、大電と宇電とは電力需給契約を結んで互に營業の分野を劃定した。即ち宇電は宇治發電所の二萬キロワットを晝間電力に使用し、大電はこれを低率料金にて購入して夜間電燈に消費する事とし



其の代償として電柱の共用を許して来たのである。然るに大正十一年頃大電と宇電との営業上の協調が破れ、二萬キロワットの需給契約と電柱共用とは依然繼續しつつも、一般電力供給に於ては自由競争を出現するにいたつた。たゞ大正十二年大阪市が大電を買収せるに伴ひ、大電の宇電に對する権利義務は一切その儘大阪市に繼承せられ、大電と宇電との電柱共用に關する協定は、大阪市と宇電との電柱共用契約に合併されたのである。その後、市は不消化電力の處置上、宇電及日電を相手として血の出る様な烈しい競争をして營業成績の向上に努力して来た。従つてその結果、新市域に於ては架空配電線の建設競争を誘致し、舊市域に於ては技術上無理を極めた共用電柱を生ずる等、大局的に見て何等かの處置を講せなければならぬ状態となつて来た。かゝる状態を續ける内、曩に市と宇電との間に締結された電柱共用契約の期間が満了せんとしたので昭和十一年四月本契約の更改に際し、契約の實効を期し、併せて逓信省示達の精神を具現する條文を新たに挿入して、營業上御互に競争的行爲を避けて誠意を以て協調する事となつた。即ち從來紛議の種であつた宇電の電燈用電力の供給範圍を、需用場所が工場にして且自家用電氣工作物たること、及び工場の作業に直接必要なる電燈たることに制限し、尙宇電は電壓一〇〇ヴォルトによる電熱電力の供給を爲さざること、して、市の電燈獨占に對する地歩を強固にした。

電力については、小賣業者の立場にある市は小口需用に、又卸賣業者の立場にある宇電は大口需用に夫々主として應ずる原則に基き住宅、商業、工業及未指定地域を便宜普通供給區域と特別供給區域とに分類し市、宇電兩者の供給分野を定め同時に市は三馬力以下宇電は百貨店、ビルディング、其の他之に類するものを除く百馬力以上につき地域の如何に拘らず供給し得る事となつた。斯くしてさしも激烈を極めた營業競争は解消して、市及宇電兩者手に手を携へて電力界の發展に寄與し、支那事變による工事材料の不足の切抜けも本協定に負ふ處が少くなかつた。その後、昭和十六年四月營業協定は期間満了し、これが更改の機はなつたのであるが、配電統制の實現が目前に迫り、且つは五ヶ年間この協定によつて市、宇電兩者圓滿に協調を保つて来た關係上、一應本協定の精神を尊重して、從來通りの營業を續け關西配電會社の誕生を迎へることになつたのである

## 需用の開拓

大阪に於ける電氣供給事業は五十餘年前、僅かに百五十個の電燈に電氣を供給することから始められて、今日の如く發展して来たのであるが、その間、供給事業の經營を有利に導き、その發展を助長するために需用開拓に不斷の努力が拂はれた。需用開拓の仕事は大阪電燈の創業と同時に始められてゐる。當時電燈を危険視した一般人を啓蒙しつゝ、高價な料金の電燈を普及するために、並々な努力の拂はれたことは云ふまでもない。供給事業が大阪市に引繼がれてからも、事業繼承に伴ふ電力需給契約によつて、毎年決定的に高價な多量の電力を増加購入しなければならなかつた關係上、この電力を消化するために一層積極的に需用開拓を圖る必要があつた。かゝる情勢にあつたので市營直後は、その頃漸く一部に使用され始めた電熱の需用開拓に特に努力が拂はれた。即ち電熱料金を低廉ならしめると共に、電氣七輪、反射ストーブ等の貸付制度を設けて、ガス供給事業と競争しつゝ、先づ家庭電熱の普及宣傳に非常な苦心をしたのである。その後更に電熱の職工業方面への需用開拓に力を致し相當見るべきものがあつた。

又電燈方面の需用増進については、高燭勸誘が毎年行はれて来たが、特に力を致した主なるものは、昭和三年の御大典記念及昭和八年の電燈市營十周年記念としての街路燈勸誘と、昭和十年春頃から始められた明燈明視運動とである。昭和三年頃迄大阪市には、近代的街路燈としての見るべきものは殆んどなかつたのであるが、再度勸誘によつて、全市の各町内に五千百餘基一萬七千燈の街路燈が建設されたのである。又明燈明視運動に於ては、明視スタンドを普及せしめて、視力愛護に多大の貢獻をなし、ついで市内各所の公設市場及中小工場の照明改善を實行する等、電燈負荷を大いに増嵩せしめた。ところが最近に至つて支那事變の勃發に伴ふ物資の不足に基因し、或は昭和十四年夏季よりの電力不足等によつて需用開拓の仕事にも一大變化を來たした。即ち需用開拓に盡して来た今までの力は電力使用の合理化、燈火管制等の知識普及徹底に振り向けられ、國策



に沿って邁進してゐる。

元來、需用の開拓は電氣の應用方面に關する研究と、これが知識の普及と、需用に對する勸誘との努力によつて、初めて十分な成績を期待することが出来るのである。需用開拓を實現して行くための機構と制度は、大阪電燈會社時代既にその端緒は開かれて居たが、それが整備は市營後に漸次實施されたのである。その概要は左記の通りである。

## 電 熱 研 究 室

照明及電熱その他電氣應用に關する各種の研究は、市營後電燈部技術課（今の内線課）の一部に於て行はれ、需用の開拓に資するところが少くなかつた。特に電熱については同課に電熱研究室を設け、電熱に關する一般研究を行ふと共に、各種測定器、電熱器、電氣爐等を漸次整備し、製作者、需用家の求めに應じて電熱器具の試験、電化設備の考案設計、操作の指導等に當り、電熱に關する一切の相談所として電熱の發達に多大の貢獻をして來たのである。



室内研究係研究室

電燈部技術課の一部で行はれて來た普及宣傳の仕事は益々その重要さを認められ、昭和五年春電氣局本館の新廳舎落成と共に、その五階に電氣普及館が開設され、普及宣傳に専心努力するための普及係が設けられた。電氣普及館は各種の照明及電氣應用、家庭電化、電氣器具、電氣配線等を實例によつて、容易



室内研究係研究室



電氣普及館及舞臺照明室

に理解味得せしめるための設備、舞臺照明室、及料理講習室その他を有し、一般觀覽に供すると共に電氣に關する講習會、講演會、座談會等を開催して需用開拓に資して來た。内部設備は時代の推移に伴ひ開設以來二、三回に亘り改造を加へて常にその使命の達成に遺憾なからしめてきたのである。

## 陳 列 所

陳列所は昭和六年三月電氣局本館の一階に優秀な電氣器具の紹介と、公正價格販賣によつて、需用者の便益と需用開拓を圖る目的で開設された。その後電氣科學館の竣工と同時に、その一階に移され更に一段と擴充されたのである。開設以來電燈出張所と共同しての電氣器具の特別販賣には特に顯著な業績を擧げてゐる。その一、二の例を擧げると何れも一ヶ月餘りにて、明視スタンドは昭和十一年に約一萬四千本、電球は昭和十五年に約九十四萬個、ラジオは昭和十六年に約一萬二千個を販賣した。この陳列所は供給事業の重要機關の一つとして、今回の配電會社の設立に當り、電氣科學館より分離して、その業務は配電會社に引繼がれることになつた。



電氣普及館及和室



電氣普及館及洋室

## 電 燈 サ ー ビ ス カ ー

當市の供給區域は廣汎に亘るために、陳列所、電氣普及館を設け、七十箇所の電燈出張所を





一カスビーサ

置いても、その出張所へ出向くにさへ不便を感じる需用家がある。かゝる需用家に對してサービスを徹底せしめる一策として、昭和七年末電燈サービスマン一臺を造つた。これは若干の電氣器具、電球、修繕材料と従業員若干名を乗せる大型自動車で、市内を巡回して一定の駐車場に停車し、電燈出張所で取扱ふ業務の大半を行ふと共に、電氣に關する相談に應じ電氣の知識普及と利用促進を圖るものである。その後昭和十年三月と十二年十二月とに一臺づゝ増車され、一時は三臺を以つて百五十一箇所の駐車場に月一回乃至二回駐車して、市民に多大の便益を與へたのであるが、昭和十六年九月以來ガソリンの消費規正によつて減車され、現在は一臺のみ運轉してゐる。

### 電氣科學館の建設

電氣知識の普及と需用の開拓に資する電氣普及館の開設は、更に進んで廣範圍の電氣科學知識の普及徹底を期して、別項の通り電氣科學館建設へと飛躍したのである。

### 勸誘獎勵制度

勸誘獎勵制度は勸誘によつて需用開拓を圖る上に極めて効果的である。當市に於ては電燈、電熱、電力、電氣扇、電氣機械器具販賣等の勸誘獎勵規程を夫々制定して大いに需用開拓の實を擧げて來た。



館内の一カスビーサ

### 電力制限

電氣の需用に關しては別記の通り大いに其の成績を擧げてきたのであるが、昭和十四年八月下旬突如電氣供給事業史に不幸なる一頁を刻む電力制限が起つたのである。この年は中國地方を始めとし、全国的に稀有の渇水に際會し、爲めに水力發電の出力は大凡三割程度に迄低下し、又同時に石炭補給の状況が芳しくなく、火力發電の機能は甚しく減殺され、遂に兩々相俟つて關東方面約二割、關西方面約三割程度の電力制限を實施するの餘儀なきに立至つたのである。以來茲に三星霜酷寒期には典型的に制限が繰返されてゐる。

先づ制限の第一年は昭和十四年八月下旬より十五年三月下旬迄であつて、電力制限の命に接するや逸早く事業用電氣の極度の節電を行ふと共に、大口需用者の強制停電及冷房、エレベーター、エスカレーター等の使用を停止した。次で本市全供給區域に亘つて、月に一回乃至二回の割にて輪番制に送電停止を斷行した。其の結果、今迄の文化施設は一時にその機能を停止して、十年二十年の昔に歸り、或は地下室に浸水して汲出を行ひ、或は浄化装置が使用不能に陥つて用便を達せない等の悲喜劇が各所に起つた。一方街路燈は多數消燈されて、自動車等の高速電車の運轉に將に支障を來さんとし、又赤い燈、青い燈は姿を消して、繁華歡樂の巷は文字通り、火の消えた淋しさとなり、多年電氣事業に携り、其の普及に力を盡した者をして長歎息をせしめ、年も押迫つた頃には嘗てはネオンと電飾に目も眩んだ戎橋上に立つて、道頓堀川に映る淡い淡い燈を見て、一入冬の夜風を物冷く感じさせられたものである。其の他路面電車の終夜運轉の休止、晝間運轉車輛數の一刻減、車内燈の半數消燈をなし、地下鐵の三輛連結を二輛連結に變更する等市民の蒙つた不便は甚しいものがあつた。春風の吹くと共に雪溶けと梅雨を前にして水力は豊富になり、一方冬に荒天期は過ぎて石炭の入手状況も良好となつて、三月には奢侈的な電氣を除いては大體平常通り使用して差支へない事となつた。



夏過ぎて昭和十五年十月下旬、制限の第二年度の幕が切つて落された。制限方法は前年とは餘程趣を異にし、告示に基き動力電熱一〇キロワット以上一〇〇キロワット未満の需用者に對しては隔週に一日、一〇〇キロワット以上のものに對しては一週に一日の割合で電氣の使用停止日を指定すること共に、使用電力量は何れも昭和十五年八月、九月兩月の月平均使用量の最初は八割五分、後には八割を限度として抑制するやう需用者個々に通告をした。

勿論之は一般的の制限方法であつて、軍直轄工場、公共用、その他特種需用に就ては必要最少限度の使用が許されたのであつた。前年に比し稍々合理的ではあつたが、矢張り需用者の不便損失は少くなかつたと思はれる。本制限も明けて昭和十六年三月には解除された。

### 定例化した電力制限は

同年十二月、その第三回目を、繰返すことゝなつた。本年は一般動力電熱用の消費制限に就ては前年と略同様であるが、注目すべき事は電燈用電力の消費制限が改正強化された事である。電燈制限は遡つて昭和十五年二月始めて實施され、昭和十六年十二月に至る迄の間、二三次の變遷はあつたが、定額燈はその設備に於て、従量燈は使量電力量に於て、何れも大約八割に制限されて來たのである。今回の改正の要点は定額燈は別に變りなく、従量燈は一〇燈以上の需用者を住宅用、事務所營業用及商店用に區分し、夫々一燈當りの割當量が指示せられたのである。即ち住宅に對しては一ヶ月間の制限量が一〇燈の場合は二十五キロワット時、一燈を増す毎に一キロワット時増しとし、事務所營業用は一燈當り五キロワット時、商店用は一燈當り一〇キロワット時の割と定められたのである。尚今回は制限限度を超過して使用した者に對しては、一キロワット時に付金五十錢の特別料金が課せられたので、超過需用者の使用量増量の歎願に來局せられる向が日々殺到し、昭和十四年制限の始めて實施された時と同様事務所は大いに混亂を呈したのであつた。

電力電熱使用停止日豫定表(昭和十五年)

土	金	木	水	火	月	日	休止日	地域
住吉區	西區	大正區	東淀川區	北區	東區			西成區
	南區	浪速區	西淀川區	旭區	天王寺區			港區
	港區		此花區	東成區				

「眞實の電氣」を如何にして需用家に配分するかといふことは電氣供給事業者に課せられてゐる一つの命題であつて、供給の合理化、供給設備の改善といつても、畢竟はこの点に歸着する。

「眞實の電氣」の要素の中で、停電の問題は需用者に及ぼす影響が顯著であるため、これに對しては本市は多大の努力を拂つてきたのである。停電を少くするには、綜括的に「停電の起り難いやうに供給方法及び設備に技術的の改良を加へる」ことであり、停電の起つた際「出來る丈早く復舊する」ことであり、「平生の保守を完全に」することであり、それが爲に變壓器の個數整理、避雷器の設置等種々の手段が講せられてゐる。抑々電氣設備の事故復舊、特に停電の復舊に關して、改善、改良の方針に確信を得るに到つたのは昭和九年關西方面を襲つた大風水害であつて、これを契機として引込線工事及び電柱上の工事等にも新しい對策が建てられたのである。

### 良質の電氣供給

「眞實の電氣」を如何にして需用家に配分するかといふことは電氣供給事業者に課せられてゐる一つの命題であつて、供給の合理化、供給設備の改善といつても、畢竟はこの点に歸着する。

「眞實の電氣」の要素の中で、停電の問題は需用者に及ぼす影響が顯著であるため、これに對しては本市は多大の努力を拂つてきたのである。停電を少くするには、綜括的に「停電の起り難いやうに供給方法及び設備に技術的の改良を加へる」ことであり、停電の起つた際「出來る丈早く復舊する」ことであり、「平生の保守を完全に」することであり、それが爲に變壓器の個數整理、避雷器の設置等種々の手段が講せられてゐる。抑々電氣設備の事故復舊、特に停電の復舊に關して、改善、改良の方針に確信を得るに到つたのは昭和九年關西方面を襲つた大風水害であつて、これを契機として引込線工事及び電柱上の工事等にも新しい對策が建てられたのである。





## 變壓器の個數整理

從來本市の方針として、動力需用者は個々に点在するため、専ら専用變壓器によつて供給して來た。従つて動力需用者が數を増して來ると、小容量の變壓器の數が非常に多くなり、これが焼損による停電は自然回數を増すこととなつた。それ故に變壓器を大容量のものに吊替へて低壓二次線を架設する方が得策となつた。そこで昭和十年遂に三キロヴォルトアムペア未満の小容量の變壓器を無くすることに決意して、同年から昭和十四年迄の間に合計一四、六〇〇個の變壓器を取外してしまつた。その結果は變壓器焼損による停電事故が著しく減少して、供給方面に大きな成績を納める事になつた。

この方針を採用後變壓器の合計容量は増加してゐるが、反對に變壓器の箇數は年を追つて減少してゐる。

## 避雷器の設置

雷も亦停電の原因としてあげられ、年々配電線及變壓器に對する被害は相當の數に上つてゐる。勿論、都市配電線に對する雷害はかなり複雑な事情にあつて、避雷器に對する研究、その最も經濟的な取付方法等に關しては、現在尙調査中で、此處に發表する資料はないが、積極的に避雷器の取付を實施し出した昭和八年頃以後は、變壓器の雷害數が相當減少してゐる。尙昭和十六年十二月末現在に於て避雷器の取付數は二、二六三個所で單相用三相用を合計して三、九三四個である。

## 配電線以下の保守狀況



平澤町修理工場

電氣事故の發生は、勿論それのみでないが、設備の保守如何による事が相當ある關係上、昭和九年頃から變壓器及避雷器の巡視手入れを實施して相當の効果を擧げてゐる。

又停電復舊の迅速を期するため、昭和九年に先づ九條及高津の兩電燈營業所に停電復舊班を組織し極力停電時間の短縮を圖り需用者の期待に副ふところがあつたので更に昭和十一年より全電燈營業所に復舊班を設置することになつた。尙昭和九年には故障用連絡電話を設置し、昭和十年には故障變壓器の直流電源による除去装置を設けて停電時間の著しい短縮が齎されることになつた。

## 夜間高壓線の廢止（順送式配電）

大東亞戰爭が初つて以來、資材の節約、代用品の使用が技術上の一つの課題となつた。その解決の一方法として昭和十三年より實施に取りかかつたのが夜間高壓線の廢止である。從來夜間及晝夜間電燈負荷に對しては夜間高壓線及晝夜間高壓線の二回線を以つて配電してゐたが、繼電器（順送式開閉器）を裝置することによつて、晝夜間高壓線一回線にて、夜間、晝夜間負荷に對し變壓器を共用して供給する關係上夜間用施設の内高壓線二條、低壓線一條、及變壓器を撤去することが出來て得られる資材の節約は大なるものがある。これがために電柱上の施設は簡單となり、事故は減少し撤去資材を他に流用し得るのである。この配電方法は夜間負荷の密度比較的少い地域に實施して有効で、現在船場方面に一部その實現を見てゐる。

## 電燈市營五周年記念事業

昭和三年十一月の佳辰を卜し即位の大禮を擧げさせ給ふた秋、恰も本市電氣軌道創業二十五周年、電燈經營五周年に相當するので、大禮奉祝交通電氣博覽會を開催し、度みて恭慶の微衷を表はし、又聊か交通並電氣界の進歩發達に貢獻するところが





大正記念交通電氣博覽會

あつた。本博覽會は昭和三年十月一日天王寺公園に於て開催され、その關係人員の廣範、準備の周到、出品の嶄新、規模の雄大であつたことは本市に於て未だその例を見ないところであり、十一月三十日の會期が十二月二日迄延期された程盛況であつた。

その設備に於ては、建設物大小六十二件、建坪四千餘坪、電氣設備總容量九五〇キロワットに及び、會場に於ける時の信號には、信號電化として當時漸く普及しつゝあるモーターサイレンを使用し、その他交通、電氣に関する凡ゆる最新科學を網羅することに鋭意努力した。

出品物陳列場所は餘興場を併せて十八館に分れ、各館共嶄新なる代表出品によつて觀覽者の興味を牽き、特に最初の電氣扇、大大阪夜景、自動雷神及ナイヤガラ瀑布と發電所等は人足を止め、大禮參考館には御大典を偲ぶ數々の品が拜された。

更に特筆すべきは當時既に木炭自動車陸軍自動車學校から出品されたことで、今日代燃車時代になつて軍部の先見の明に驚かされる。又電氣施設の完備した住宅を會場内に作り「電氣住宅」と名付け觀覽に供し、本會閉會に際して抽籤により當籤幸運者に贈呈することにしたため、非常な人氣を呼んだ。その外懸垂飛行等全く興味本位のものも多數取入れられてゐた。畏くも

### 久邇宮多嘉王殿下

には 妃殿下 若宮殿下 姫宮殿下御同伴にて十一月二十九日台臨あらせられ、本會は無上の光榮に感激し、萬遺憾なきを期した。當日 殿下には關會長の御先導にて、各館をいとも御興味深げに御觀覽遊ばされ、發電館に於ては最近輸入せる我國初めの珍機械（グリッドプロチューブ・デモンストレーションセット）を御自ら幾度となく御試演遊ばされ、無線館の魔のトンネルにては御自ら提燈御携帶、御通過遊ばされ 若宮殿下 姫宮殿下にも殊の外御興味深く御思召されたやに承つた。

本會は終始好評を博し、會期日數六十三日間に入場人員は總數百萬人、入場料収入は十七萬圓に上り、本會収入は入場料出品料その他を累計すれば三十九萬圓に達した。

## 電燈市營十周年記念事業

### 電氣科學博覽會

昭和八年十月電燈市營十周年を迎へるに當つて本市は各種の記念事業を計畫した。時たま／＼社團法人電氣普及會は電氣智識の普及と産業文化の向上發展を目指して電氣に関する博覽會の開催をもくろんでゐたので、本市は同會を後援すると共に、大阪中央放送局と相提携して東區備後町二丁目元白木屋跡の堺筋館に於て同年九月一日より十月三十日迄電氣科學博覽會を開催した。

本博覽會の目的とする處は歐米諸國に於ける電氣應用の諸施設を紹介し、一般公衆の電氣と無線科學智識の普及により之が進歩と改善をはかるにあつたので、一般大衆の親しみ難い電氣を、最も平易に最も興味的に、兒童と雖も容易に、理解し得る様總てを動的に興味本位に施設した。

會場設備は四階を「明りの歴史館」、五階、七階を「電氣實演館」六階を「無線科學館」八階の一部を「屋外用テレビジョン受像所」とし電氣設備の總容量は一七七「キロワット」に及んだ。陳列品は千点に垂んとし、一般の注目をひいたものは「明りの歴史館」に於ては御料スタンド 久邇宮家御貸下燈器、燈火の變遷、懸賞募集當選スタンド、電氣實演館に於てはロボット管絃樂團、豆機關車、赤外線應用警備裝置、光線電話、感音電燈等であり、その他最新電氣科學の粹を集めたる爲觀覽人の驚異の的となつた。



無線館に於ては桃太郎一代記、屋内用テレビジョン、送像装置、百年後のラジオ都市、其の他何れ劣らず人気を呼んだ。特別出品としての逓信省演劇の大衆用テレビジョンの實驗は無線科學の最尖端を行き世評の中心をなした。長くも

### 久邇宮多嘉王殿下

には 妃殿下 若宮三殿下御同伴にて九月二十四日台臨あらせられ、平塚會長、木津谷副會長、廣江顧問御案内申上げ、館内隅なく御巡覽になり就中ロボット管絃樂團、桃太郎一代記、百年後のラジオ都市、世界一の豆電氣機關車、電氣運動機等には殊の外御興深く種々御下問があつた。

本博覽會開催せらるゝや白熱的人氣を呼び、觀衆殺到し、清浦奎吾伯を始め名士多數が來場された。かくて會期日數六十日間に於て入場者二十一萬人、入場料収入は四萬圓に上つた。

### 十周年記念街路照明燈建設

大大阪の電氣文化は急速度に躍進し、本市電燈市營十周年を迎へる頃の電氣普及は、正に最高潮に達し、電燈取付數も激増を見るに至つたが、街路照明に於ては未だ改善の餘地があつた。

本市は十周年記念事業の一として、市費を以て街路照明燈の建設を計畫しその申込の勧誘に努め昭和八年十月以後約一年有半の日子を費して全市主要繁華街其他街路照明を必要とする地區八十餘町に二燈出、三燈出、四燈出五燈出、七燈出等合計二千八百八十二基を建設した。尙電氣料金は一割引（燈基を先方にて設置する場合は二割引）とし市費の燈器の自然破損の修理は市に於て負擔し、電球心線切の取替には専用の梯自動車を以て取替へる等奉仕



十周年記念街路燈

に努めた。この本市の英断は一般の街路照明改善運動を助成し、繁華街はその美觀を競ひ、所謂不夜城の都を現出せしむるに至り、かくて夜の大阪は大阪の持つ誇りの一つとさへなつた。

### 大風水害の被害と復舊

昭和九年九月二十一日早朝關西地方を襲ふた秒速四〇乃至六〇米の風力は遂に大阪灣の高潮を伴つてあの驚くべき大風水害となつた。災害發生當初はその被害を過小に見るもの、過大に見るもの等區々であつたため、一部に流言をさへ生んだ程であつた。情報の集るにつれ、その災禍は意外に甚大で、電氣供給事業の蒙つた被害は、鐵塔の倒壊十數基、變電所の浸水數ヶ所電柱の倒壊折損及傾斜、配電線の斷線乃至混觸千數百件、之に伴ふ變壓器の脱落及び引込線の被害は數知れず、屋内電氣設備の浸水による被害等がその主要なものであつた。その復舊費も莫大な額に上り、電燈部關係のみにも總額二百八十七萬餘圓といふ巨額で、之に送電設備、配電設備等の復舊費を加算すれば、僅に四百六七十萬圓にも達したのである。災禍當時は停電が全市に亘つたので、配電は重點的に行ふの餘儀なき状態であつた。それにして送電の復舊は豫想以上に急速に運び、災禍當日午後には極一部の送電であつたものが、三日目には過半の地域に供給し、配電線路の事故により送電停止せる地域は非常に縮小され、十日目には皆無といふ進捗さであつた。配電線以下の復舊も或營業所地域では九月末日の十日目に一應復舊点に達した程である。これらの應急處置は従業員一同の晝夜を分たぬ懸命の努力と、他事業者及び本市請負商會工事人其他各方面の涙ぐましい應援により驚く程迅速に運んだ。

電氣料金は送電停止期間中の割戻を行ったため、その取扱は甚しく複雑を極め、相當日數を

陸上乗船







新 世 界

經て人心も平靜に歸した後に集金したのではあるが、辛い苦勞があつた。夢想もしなかつた天の災禍に對するこの試練により、我大阪市に何時變災が襲ひ來らうとも、電氣供給事業に關する限り従業員の總力を以て應酬し切るといふ意氣を事實を以て示し得たことは、この慘禍から得た豫期せぬ收穫であつた。

### 新世界電氣施設の買收

新世界は今より約三十年前大阪土地建物株式會社が天王寺公園欄外にある大阪市有地の一劃を借受けて、歡樂街としたもので、たゞ、歐洲大戰後の好景氣の波に乗じて大いに發展し、千日前、道頓堀を向に廻して一大歡樂地帯となつたのである。

新世界の電氣施設は大阪土地建物株式會社が建物と共に之を設備して自家用電氣工作物の認可を受け、その電力は大正十二年十月迄は大阪電燈株式會社より、それ以後は市より供給を受けて來たのである。而して事業の發展するに従ひ、會社は資本の固定化を緩和する目的にて、地主である大阪市の承認を得て建物の賣却を行ふにいたり、市有地の使用は全く個人對市の直接關係となつて、電氣施設のみが會社の自家用電氣工作物として殘存する事となつた。然るにその後昭和六年大阪市は都市計畫事業の財源を得るため、本市有地を建物の所有者又は居住者に賣却する事となつた結果、大阪土地建物株式會社が電氣施設のみを所有して、之に電氣供給を行ふ事は全然意味のない事となつた。茲に於て昭和九年以來大阪市はこの電氣施設を買收して直接電氣供給に當らんとして會社と折衝を重ねたが協調を見るに到らず、遂に大阪逓信局長の



新 世 界

裁定によつて昭和十一年十一月三十日買收價格決定し、同年十二月二十八日午前零時之れが正式調印を完了し、茲に新世界電氣施設の買收は目出度く終了したのである。當時の施設は戸數八三八戸、電燈三四、二三〇燈、電力三七七馬力、電熱四〇〇キロワット、定額エリミネーター一六四個であつた。

### 電氣科學館の開設

市の中央四ツ橋畔に偉容を誇る電氣科學館は昭和九年五月起工、昭和十二年三月約三ヶ年の日子と約二百萬圓の建設費を以て漸く竣工を見たもので、延建坪五八〇九平方米、地階共九階、外に塔屋七階の大規模であり、其の設備内容は東洋一たるのみならず、この種施設としては、世界に類例の乏しい完備したものである。



電氣科學館階段の照明

本館建設の目的が單なる電氣需用の開拓促進と言ふが如き補助的施設ではなく、一般大衆の電氣智識の向上、科學精神の振興等、大乗的立場に於て考案せられたことは、今にして更に意義深きものを感せしめるのである。

施設内容中最も特異なものとしては、六階天象館の施設がある。獨逸ツアイス會社製の精巧な天象儀により照射される天體運行の状況は見るものを恍惚たらしめ、知らず知らずの間に天文智識を修得することが出来る。當初、この天象儀は東洋唯一のものであつたが、その後東日天文臺に施設せられ、現在では東洋に二ヶ所、世界に於ては二十七ヶ所となつてゐる。この外電氣館は原理館、照明館、電力電熱館、弱電無電館と各階に分れ、主として實演裝置を施して興味と實益を兼ねてゐる。



アブラネタリム





る点で、青少年の實物教育施設として頗る効果的である。更に市電の店に於ける優良電氣器具の販賣、電氣相談所、電氣器具試験の設備は直接市民の利便に資するところが多く、その販賣高は昭和十二年には約二十萬圓であつたが、昭和十六年には八十七萬圓に増加してゐる。

本館は開設以來完備せる施設と特異な存在とが世の注目を惹き、畏くも現在迄に既に

照宮成子内親王殿下

久邇宮家彦王殿下

東久邇宮稔彦王殿下

李王三殿下

の御六方の御來館を忝ふしてゐるのであるが、一般觀覽者も豫期以上の多數に上り、開設當時の昭



市電の店内

九條發電所外景



和十二年は約十七萬人であり、殊に最近時局の進展に伴ひ一般大衆の科學に對する關心が高まり昭和十六年は三十二萬人に激増した事は本館開設の使命達成上、欣びに堪へないところである。配電會社の設立に當つて、本館はその社會教育施設としての使用に鑑み、市電の店を除き全部市に残存せしむる豫定であるが、更に内容を充實し現下科學教育に對する一般の要望に應ずる積りである。

### 九條發電所の出資

遠く源を滿洲事變に發して我が國內は擧げて準戰時態勢を採り、昭和十二年以後は全く戰時態勢となつて、世間の總ての組織が改組再編成された。基礎産業である電氣事業も當然再検討され、

昭和十三年電力國家管理法及日本發送電株式會社法が施行された。これ等の法律によつて日本發送電株式會社が設立され、同社へ全國の主要發電所及重要送電線が出資されることとなつた。その結果發電所の利用率は高まり、送電施設の二重設置は跡を絶ち、他方全國的に電力の融通が行はれて水主火從の國是も愈々強化され、かくて我が國發送電事業は大いに合理化された。本市もこの劃期的大國策事業に協力することとなり、命によつて、昭和十三年十二月二十日九條發電所を附屬土地建物と共に價格七十四萬五千圓を以て出資したのである。尤も事業の原動力であり、子供の如く可愛がり、いつくしんで來た機械を手放す事は尙に愛惜の情に堪へないものがあつた。



九條發電所内

本市の負荷は電力に比し電燈が甚だ大容量である關係上、供給電力は毎日夕方、夜間線送電直後に著しく大となつて、茲に一日の尖頭負荷が現れる。而して本市は販賣電力の大部分を電力卸賣會社より購入してゐるのであるが、斯の如く大なる尖頭負荷を持つ性質不良の電力は當然割高でなければ購入出来ない。そこで本市は九條發電所を運轉し、或は安治川發電所を建設して、この發電電力を以てこの尖頭負荷を處理して來た結果、購入電力は相當平均し、従つて電力購入價格は低廉であつた。即ち安い電氣を安く賣つて、本市も市民も利益を得てゐたのである。

九條發電所の出資によつて、このやうな電力購入上の妙味が失はれる關係上、これが出資に當つては、出資後購入する電力の原價が、從來より決して高率にならないやうに努力すると共に、その旨を關係官廳へも具申して、盡力を願つた。尙出資に當り事業の利益率の算出を合理的ならしめて出資價格を適正化するために理事者の拂はれた努力は並々ならぬものがあつた。



# 組 織 制 ( 参 與 )

市が電力供給事業を初めたのは明治四十二年三月であつて、その後大電買収までは僅に電車軌道の電柱より三百尺以内に對し電力だけを供給してゐたのである。だから電鐵の附帯事業とされてゐた。大電を買収して電燈電力事業を經營するにいたり獨立した組織が出来、電鐵部が局となり、事務章程が制定せられた。これより先市には明治四十四年十二月參與の條例が制定せられ、當時市參事會員であつた杉村正太郎を初代參與にした。

## 市參與設置ニ關スル條例

本市ニ市參與一名ヲ置キ電氣軌道經營ニ關スル事業ヲ擔任セシム  
十二月四日の市會に右の條例が可決せられ内務大臣の許可を得、同月二十七日條例第五號として公布せられた。この參與制は名譽職であつた。その後四十五年七月杉村參與辭任の後は缺員であつたが、大正七年九月十七日に條例を左の通り改正し、當時の電鐵部長杉山清次郎を參與にしたが翌十八日死去した。

第一條 本市ニ市參與一名ヲ置キ電氣軌道事業及電氣供給事業ヲ擔任セシム  
第二條 市參與ハ有給トシ其ノ任期ハ四年トス

## 附 則

第三條 本條例ノ施行期日ハ市長之ヲ定ム(大正七年九月十七日ヨリ施行)  
この改正は名譽職參與を有給とすると同時に、軌道事業と共に電氣供給事業をも擔任せしめること、したのであつた。參與はその後久しく缺員中だつたが、昭和二年七月十八日復活、今井田清徳就職、同四年七月八日退職、同年七月十一日平塚米次郎就職、同十一年十月二日退職。同年十二月十日の市會で參與設置の條例は廢止せられ、市の參與は四人限りで終止符を打つていたつた。

現局長木津谷榮三郎は、昭和十一年十月二日平塚米次郎の後をうけ局長心得となり、同年十二月二十六日局長に就職、關西配電會社の創立と共に局長退職、同社の副社長となることとなつた。



主計部長 本城龜夫



運輸部長 橋本敬之



電燈部長 高岸宗次



電氣部長 青木忠次郎



高津謙三 助之富井 辻

## 最終の組織

創業以來しばらく職制の改正を見たが、配電統制が確實となる見透がついたので、電氣局から關西配電會社へ行くものを定め、昭和十七年二月三日事務章程の一部改正を行ひ、市に残るものと、會社へ行くものとを決定、課、係等を分離し別表のやうにした。

## 大阪市電氣局

- 局長 木津谷榮三郎
- 電氣主任技術者 青木忠次郎  
 理 事 青木忠次郎  
 高津謙三主任技術者  
 理 事 橋本敬之  
 路面軌道主任技術者 松浦不二夫  
 技 師 松浦不二夫
- 秘書課 主 事 松 井 精 一 (兼)  
 主 事 三 輪 芳 太郎
- 總務課 主 事 松 井 精 一  
 第一庶務係 主 事 瀧 川 直 次 郎  
 第二庶務係 主 事 石 原 貞 一  
 人事係 主 事 花 本 藏 之 助  
 企 業 係 主 事 花 本 藏 之 助

電 燈 部 庶 務 課









## 配電統制と本市の出資経過

政府は電力國策の實現を期すべく、配電統制令を公布し業者の自主的統合を企劃し、昭和十六年八月三十日同令及び施行細則を定め、全國を九地區に分ち、各地區ごとに配電會社を設立するやう、九月六日各關係業者に命令を發した。

當地區においては、大阪市を初め京都、神戸の三市、十一會社の業者が各所有する設備を出資し「關西配電株式會社」を設立することになった。

國策遂行上配電を統制することには市は異存がないが、問題は利益の多かつた供給事業が市からなくなつたら財政上うける影響が大い、この点に關し理事者も十分考慮したし、一方市會においても委員會を設け、理事者と市會とが一体となつて、將來市民の負擔増加とならないやう、市財政上に悪影響を及ぼさないやう、その筋に陳情した。

電燈料金は安い、その上に年々數百萬圓を普通經濟に組替をして、市の財政上に少からぬ支援をしてゐたのだから、理事者ならびに市會がこの点につき深甚な考慮を拂つたのも無理からぬことである。

その結果公共團體に對しては、配電會社は設立後十ヶ年間、從來擧げ得たる利益金の九五%に達せざる部分については、その不足額を公納金として支拂ふとの諒解を得、また料金についても、現下の低物價政策の建前により、將來も慎重に善處されたい旨を續説し、いよいよ設立にかゝつて、坂間市長が委員となり、關西地區配電會社設立準備委員會において、市長が委員長となり、この結果市から追加として委員に木津谷電氣局長が選任され、その他二市十一會社からも各一名の委員が選任せられ、受命三市、十一會社において、合計十五名の設立委員が決定せられた。

何しろ資産の評價については、複雑多岐にわたつてゐるので、委員會規程を設け、専門委員會において審査研究すること、し、市から川内、青木兩理事が同委員に選任されたが、事務處理上設立事務所設置の必要に迫り、これが事務所を設け川内理事を主管として、市から中堅吏員三十餘名が配屬せられた。

評價の方法は電氣供給事業設備の昭和十五年度末現在の建設費總額から減價銷却額を控除したるものを一號評價額とし、昭和十五年度における電氣供給事業収益を年七分の利率を以て、還元したる額を二號評價額とし、一號評價額の一倍と二號評價額の二倍との和の三分の一を以て評價額とした。

ところが二號評價額につき、公共團體の税金ならびに道路占用料が問題となり、公共團體は税金を免れてゐるが、他の業者

は税金を課せられてゐるから、公共團體は税金相當額が利益金となつており、他の會社は利益金から控除されてゐるから、収益算出の基準を同一にしなければならぬといふ議論が起つた。次に問題になつたのは、公共團體は自己經營の際には道路占用料を支拂つてゐないのだから、配電會社になつても占用料を徴することは出来ない筈であるが、もし徴收するにせよは占用料相當額を公共團體の利益から控除しなければならぬと主張されたが、いろいろ議論の結果税金、占用料は公共團體が法規上許された事項であり、特別の立場にあるのだから、収益から控除しないものとして取扱はるゝものだと、公共團體の主張が委員會で容れられ、評價の結果關西地區の總額は七億六千萬圓餘と評價されたが、逓信省では事業の性質に鑑み、堅實を期するため相當額の壓縮を加へることとし、公共團體の出資評價については、内務省と逓信省との協議の結果、結局六億二千餘萬圓となりこのうち大阪市の出資一億六千餘萬圓と決定し、市會も左の希望事項を附し、これを可決した。

一、市の財政に影響を及ぼさないこと。  
 二、一般消費者の負擔（電燈及び電力料金等）を現在以上に加重せしめないこと。  
 前二項の實現方に關し市理事者は最善の努力をされんことを望む。

關西配電株式會社大阪出資固定資産評價及び受領株式数は下表の通りである。

尙右評價額から除外された、貯藏品の如き流動資産及び假勘定に屬するものは、別に現金により支拂はれることになつており、その金額は數百萬圓に上る見込である。

區別	員數	備考
昭十五年度末現在資産額	九九、三九〇、一六五圓	
逓信省査定評價額	一六三、九五八、九一五圓	
帳簿價額ニ對スル割合	一六五%	
昭十六年度九月末迄純増加資産額	一、六〇八、九〇一圓	
合計出資評價額	一六五、五六七、八一六圓	
右ニ對シ受領スベキ株數	三、三一、三五六株	
普通株 (五〇圓拂込)	二、三四八、三五六株	
後配株 (五〇圓拂込)	九六三、〇〇〇株	
參考		外ニ日本發電株式會社ニ出資スルモノ(安治川發電所) 五、六二四、六八八圓 出資セズ市ニ殘存セシムルモノ 五、三三三、七〇五圓
會社全体ノ分(三市合計)		總數一六圓現金受領
昭十五年度末帳簿價額	四八六、二六九、三八四圓	
逓信省査定評價額	六二一、四五八、七八二圓	
帳簿價額ニ對スル割合	一二八%	
昭十六年度九月末迄純増加資産額	六、〇五八、五〇二圓	
出資評價合計額	六二七、五一七、二八四圓	



供給事業が配電會社に移轉した結果、市のこの事業に要した公債の元利償還額と、配電會社の株式配當金との額は左のやうになる。

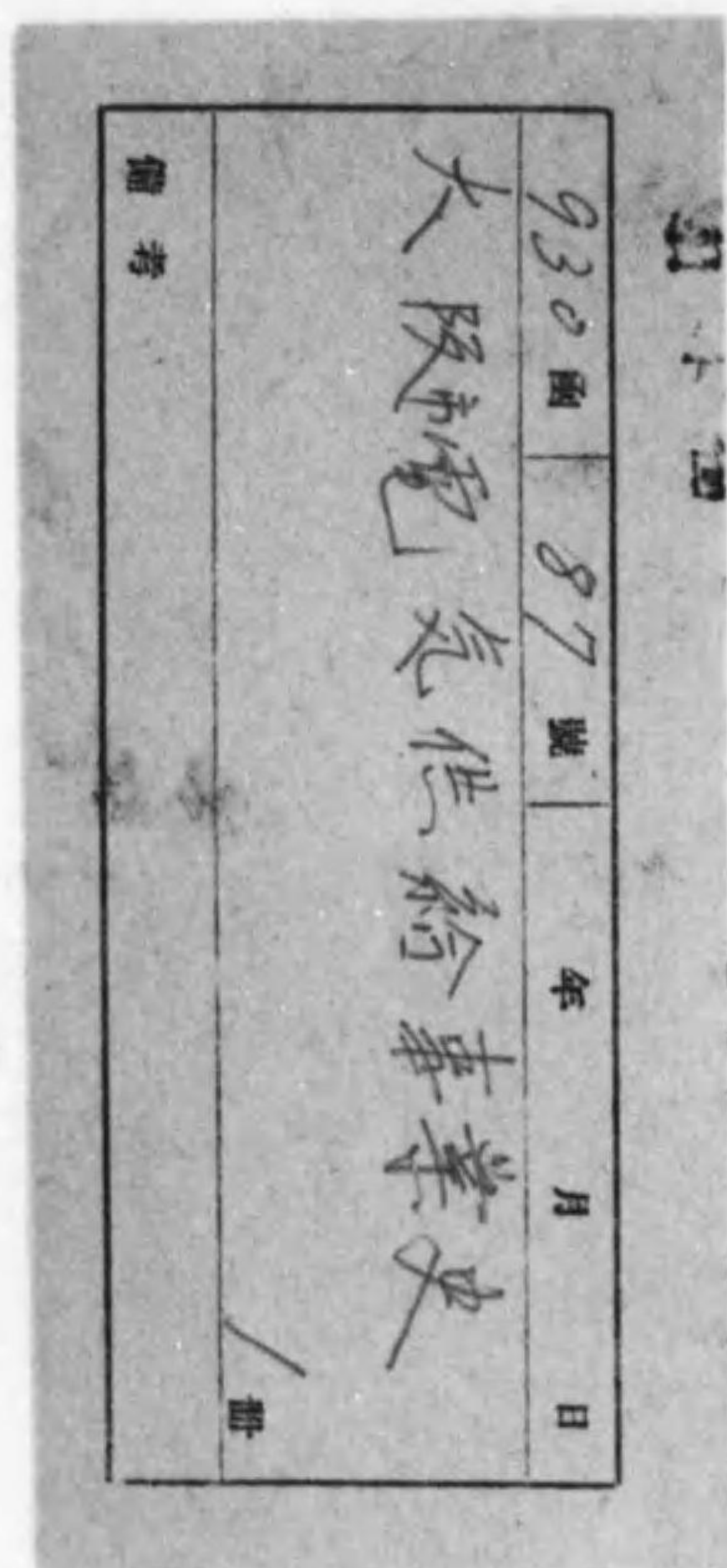
供給事業公債元利償還計畫  
並株式配當金額

- 一、供給事業公債元利償還額
    - 自昭和十七年度 十ヶ年間
    - 至 同二十六年 九、七一一、一五〇圓
    - 毎年度平均 償還終期迄
    - 自昭和二十七年 償還終期迄
    - 至 同四十二年 一、三〇五、三七五圓
    - 毎年度平均 一、三〇五、三七五圓
  - 二、配電株式會社株式配當金
    - 自昭和十七年度 十ヶ年間
    - 至 同二十六年 一、三〇五、四九七圓
    - 毎年度 一一、三〇五、四九七圓
    - 昭和二十七年以降 一一、三〇五、四九七圓
    - 毎年度 一一、三〇五、四九七圓
- 安治川發電所は曩に日本發送電株式會社に出資する筈であつたが、當時同發電所は建設工事中だつたので出資が遅れ、十六年十一月二十五日出資の命令に接し、下表のやうな評價に決定した。

安治川發電所出資評價決定額

區別	員數	摘要
(イ) 一號評價 建設費	五、八七四、九〇六	
減損額	六〇三、一六五	
差引一號評價額	五、二七一、七四一	
(ロ) 二號評價		
二號評價建設費	一、九一六、八八六、三八九	
事業收入	四七五、二三七、二三六	
事業損失	二八四、〇六三、七四〇	
差引利益金	一九一、一七三、四九六	
利率	九%九七三、二六〇	
二號評價ノ基本利益金	五八五、九一一	
二號評價額	八、三七〇、一六八	
複合評價額	六、八二〇、九五四	
		二號評價建設費ニテ利益金ヲ除シタルモノ 利益率ヲ一號評價建設費ニ利シタルモノ 二號評價ノ基本利益金ヲ七分テ還元シタルモノ 一號評價額ト二號評價額トノ和ノ二分ノ

931  
87



非賣品

昭和十七年三月十七日印刷  
昭和十七年三月二十一日發行

著作者 大阪市港區九條南邊一丁目  
發行者 大阪市電氣局  
印刷者 平津光藏  
大阪市中江町四六  
印刷所 四三三八番

氣局



供給事業が配電會社に移轉した結果、市のこの事業に要した公債の元利償還額と、配電會社の株式配當金との額は左のやうになる。

供給事業公債元利償還計畫  
並株式配當金額

- 一、供給事業公債元利償還額  
自昭和十七年度 十ヶ年間  
至 同二十六年 九、七一一、一五〇圓  
毎年度平均 九、七一一、一五〇圓  
自昭和二十七年 償還終期迄  
至 同四十二年 一、三〇五、三七五圓  
毎年度平均 一、三〇五、三七五圓
- 二、配電株式會社株式配當金  
自昭和十七年度 十ヶ年間  
至 同二十六年 一一、三〇五、四九七圓  
毎年度 一一、三〇五、四九七圓  
昭和二十七年以降 一一、三〇五、四九七圓  
毎年度 一一、三〇五、四九七圓
- 安治川發電所は曩に日本發送電株式會社に出資する筈であつたが、當時同發電所は建設工事中だつたので出資が遅れ、十六年十一月二十五日出資の命令に接し、下表のやうな評價に決定した。

安治川發電所出資評價決定額

區別	員數	摘要
(イ) 一號評價 建設費	五、八七四、九〇六	二號評價建設費ニテ利益金ヲ除シタルモノ 利益率ヲ一號評價建設費ニ利シタルモノ 二號評價ノ基本利益金ヲ七分テ還元シタルモノ 一號評價額ト二號評價額トノ和ノ二分ノ
減損額	六〇三、一六五	
差引一號評價額	五、二七一、七四一	
(ロ) 二號評價 二號評價建設費	一、九一六、八八六、三八九	
事業、收入	四七五、二三七、二三六	
事業、損失	二八四、〇六三、七四〇	
差引利益金	一九一、一七三、四九六	
利率	九、九七三、二二六〇	
二號評價ノ基本利益金	五八五、九一一	
二號評價額	八、三七〇、一六八	
複合評價額	六、八二〇、九五四	

非賣品

昭和十七年三月十七日印刷  
昭和十七年三月二十一日發行

著作者 大阪市港區九條南通一丁目  
兼發行者 大阪市電氣局  
印刷者 平津光藏  
大阪市此花區中江町四六  
印刷所 明正社印刷所  
大阪市此花區中江町四六  
電話番島④四三八番

發行所 大阪市港區九條南通一丁目  
大阪市電氣局

93  
87

Handwritten notes and stamps in the top left corner, including the numbers 93 and 87.



930  
87



終